

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第3回枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会
開 催 日 時	令和6年11月8日（金） 10時30分～11時00分
開 催 場 所	京田辺市役所 4階 特別応接室
出 席 者	【枚方市】伏見市長 小山副市長 兼瀬環境部長 【京田辺市】上村市長 辻村副市長 高橋経済環境部長
案 件 名	1. 枚方京田辺環境施設組合規約の共同処理する事務及び規約の変更について 2. 全体スケジュール（案）について
配布された資料等の名 称	【資料1】枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び規約の変更について（案） 【資料2】可燃ごみ広域処理 全体スケジュール（案）
所管部署（事務局）	枚方市環境部広域処理推進課 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課
概 要	<p><u>1. 枚方京田辺環境施設組合規約の共同処理する事務及び規約の変更について</u></p> <p>枚方京田辺環境施設組合において、令和8年3月31日から可燃ごみの中間処理を行うための施設の管理運営事務を共同処理できるよう、組合規約の一部を変更しようとするものであり、変更内容等に関する方向性について合意。</p> <p><u>2. 全体スケジュール（案）について</u></p> <p>令和8年3月31日の稼働及び規約変更の施行日までのスケジュール概要について合意。</p>
主 な 意 見 等	
<p><u>1. 枚方京田辺環境施設組合規約の共同処理する事務及び規約の変更について</u></p> <p><u>2. 全体スケジュール（案）について</u></p> <p>委員）組合が可燃ごみ処理施設の管理運営を行うため、説明のあった項目について規約変更が必要になるということで理解した。</p> <p>この内容で進めていけば良いと考えるので、引き続き、京都府、大阪府など関係機関との協議や調整を図りながら着実に進めていきたい。</p> <p>委員）規約変更案はこれまでの両市協議、合意経過を踏まえた内容であり、変更許可についても、枚方京田辺環境施設組合ができる限り早く準備行為に着手し、円滑に稼働に向けた準備をしつかりできるよう事務を進めていきたい。</p> <p>委員）新施設の建設工事も順調に進んでいるようなので、説明のあったスケジュールのとおり、遅</p>	

れの無いように進めていきたい。

委員) 令和7年3月の市議会で議案提出となるので、市議会、市民に対しても丁寧な説明を行って
いきたい。

委員) 東部清掃工場焼却施設についても、新施設と合わせて組合による管理運営が開始できるよう、
遅滞なく準備を進めていきたい。

委員) 管理運営開始まで1年半を切った。引き続き、両市、組合及び関係機関と綿密な連携、調整
などを図りながら進めていきたい。

○補足

枚方京田辺環境施設組合規約の共同処理する事務及び規約の変更手続きと地方自治法

地方自治法第286条第1項において、「組合は共同処理する事務を変更し、又は規約を変更し
ようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつて
は総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。」とあります。

また、第293条において、「市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る場合は、
第286条第1項の許可について、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行う。」とな
っていることから、両市の協議や京都府及び大阪府との協議が必要となります。

第290条には、「第286条の関係地方公共団体の協議については、関係地方公共団体の議会の
議決を経なければならない。」ということが定められていることから、両市の議会の議決が必要とな
ります。

以上